

【令和6年度】  
出産・子育て応援交付金  
自治体職員向けQ & A  
(第1版)

令和6年8月20日  
こども家庭庁成育局成育環境課

## 目次

総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）問 1～18.....	2
伴走型相談支援 問 19～41.....	8
出産・子育て応援ギフト 問 42～101.....	15
委託費等 問 102～103.....	34
制度化（令和 7 年 4 月 1 日子ども・子育て支援法等一部改正法施行）に関する事項 問 104～123.....	35

## 凡例

○ Q & A 第 5 版から継続して記載

● 新規で記載

※令和 4 年度、令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）、令和 5 年度のみに関わる質問及び回答については、従前の Q & A を参照ください。

新番号 (旧番号)	分類	質問	回答
<p>総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）問 1～18</p>			
1 (1)	○	<p>出産・子育て応援交付金の事業の趣旨・ねらい如何。</p>	<p>核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題です。</p> <p>とりわけ、未就園児が多い0～2歳児のいる子育て家庭（※）では、日々通う場がない方もおられ、また、地域子育て支援拠点や一時預かりなど、年齢を問わず利用できるサービスが地域によっては限りがあること等により、子育ての負担感や孤立感につながりがちです。（※）0～2歳児の約6割（約177万人）</p> <p>このため、本事業では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていきたいと考えています。</p> <p>また、経済的支援を伴走型の相談支援と一体的に実施することにより、①相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、②利用料が発生する産後ケア、一時預かりや家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなり、③その結果、ニーズに即した効果的な支援が全ての妊婦・子育て家庭に確実に届くことになり、伴走型の相談支援の事業の実効性がより高まるものと考えています。</p>
2 (5-2)	○	<p>子ども・子育て支援交付金（乳児家庭全戸訪問事業等）等他の補助金との棲み分け、実績の考え方如何。</p>	<p>既に他の補助金を活用して実施している事業において妊婦・子育て世帯と接触する機会を、本事業の伴走型相談支援の面談の機会と位置付けていただく場合には、本事業に基づく面談実施に伴い、付加的に発生する業務に要する追加費用分について、本交付金の補助対象となります。</p>
3 (7)	○	<p>出産・子育て応援交付金事業の今後の交付決定等の</p>	<p>令和6年4月24日付で送付しました「令和6年度出産・子育て応援交付金交付要綱」に合わせてスケジュールを提示していますのでご参照ください。</p>

		時期はどのようになるのか。	
4 (7-1-1)	○	令和4年度分及び令和5年度上期分・下期分の実績報告書の提出の時期はいつか。	令和6年7月22日付事務連絡(令和4年度・令和5年度(令和4年度からの繰越分)・令和5年度出産・子育て応援交付金の実績報告書について)でお示ししているとおり、令和6年8月30日(金)です。
5 (7-5)	○	既に自治体で相談支援を行っていた正規職員が伴走型相談支援を実施する場合、人件費を計上することは可能か。	地方交付税には自治体職員の給与費が含まれていることから、すでに相談支援を行っていた自治体の正規職員に係る給与については、本事業の補助対象外となります。一方、本事業を実施するための業務を行う正規職員の超過勤務手当や会計年度任用職員の給与については、本事業の補助対象です。詳しくは交付要綱をご参照ください。
6 (7-5-2)	○	正規職員の人件費は、地方交付税措置された職員以外の人件費であれば、計上することが可能ということが良いか。	市町村正規職員については、地方交付税措置された人員を除いた職員分の給与(給料・超過勤務手当・諸手当)は、本事業の補助対象経費となります。 また、地方交付税措置された職員についても、地方交付税で措置されていない、本事業に係る超過勤務手当は、補助対象として差し支えありません。 地方交付税措置された人件費と本事業における人件費の二重交付がないよう、自治体内で整理し交付申請をしてください。
7	●	伴走型相談支援事業と他の交付金事業等を兼務する場合、伴走型相談支援に係る部分の人件費は補助対象となるか。	伴走型相談支援事業と他の交付金事業等の業務を兼務する場合でも伴走型相談支援に係る人件費は対象経費となります。伴走型相談支援事業の業務に係る勤務日数や勤務時間等により事業費を算出して交付申請をしてください。
8	●	伴走型相談支援事業の基準額の算定について、令和6年度途中に、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口(従前の子育て	令和6年度途中にこども家庭センターの母子保健機能に係る窓口(従前の子育て世代包括支援センター)の設置を1か所から2か所、または2か所から1か所とした場合、いずれも2か所として算定していただいて差し支えありません。

		世代包括支援センター)が1か所から2か所、または2か所から1か所となった場合、基準額はどのようになるか。	
9 (7-9)	○	出産・子育て応援ギフトの支給に係る人件費や事務費、現金給付の際の委託費はどの種目に計上すればよいか。	伴走型相談支援と一体的に実施する出産・子育て応援ギフト支給に係るご指摘の費用については、伴走型相談支援の種目で申請することとしてください。
10 (7-9-1)	○	出産・子育て応援ギフトを支給する際の振込手数料は補助対象経費として計上できるか。	出産・子育て応援ギフトを現金以外のクーポン発行等により支給する際に発生する振込手数料等の経費は、委託経費等の種目で申請してください。 現金支給の振込手数料は、伴走型相談支援の種目で申請してください。
11 (8-3)	○	本事業の実施にあたり、他事業で得た個人情報については、国の特例法に基づく取扱いとして各自治体の個人情報保護審査を経なくても活用可能との認識でよいか。	ご指摘の他事業で得た個人情報の取扱いについては、当該他事業の趣旨や、個人情報保護条例等を含む法令の規定に従って、適切に取り扱ってください。 なお、本事業の実施に伴い、伴走型相談支援により把握した情報については、出産・子育て応援ギフトにおける申請書等で、関係部署や関係機関に情報を共有すること等について、本人の同意を得ることとしており、この同意を得た範囲内において、個人情報を適切に取り扱っていただくこととなります。
12 (8-4)	○	都道府県がクーポン発行等に係る委託経費の他、出産・子育て応援ギフトの代金についてもまとめて委託事業者等に支払うスキ	出産・子育て応援ギフトの支給については、市町村が実施主体であることから、当該ギフトに係る経費については、都道府県から市町村に交付していただく必要があります。 その上で、広域連携を実施する方策としては、例えば以下のものがあります。

		ームで広域連携を実施することは可能か。	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者への委託業務内容は、システム構築業務、クーポン発行等業務及び出産・子育て応援ギフトの支払い業務</li> <li>・都道府県は、委託業者への出えん（市町村分を含む）・委託、市町村への補助、育児用品等の提供等を実施し、市町村は、対象者の抽出、カードの配送業務等を実施し、都道府県に実績払いで負担金を支出</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者への委託業務内容は、システム構築業務、クーポン発行等業務及び出産・子育て応援ギフトの支払い業務</li> <li>・このうちシステム構築業務、クーポン発行等業務については、都道府県から委託業者に委託の上、これらに係る委託費を支払うこととし、出産・子育て応援ギフトの支払い業務については当該都道府県内で参画する市町村から委託業者に委託の上、これらに係る委託費を支払うこと</li> </ul>
13 (8-6)	○	出産・子育て応援ギフトは非課税か。また、差押禁止の対象となるのか。	「令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和6年法律第10号）」により、「令和六年度予算に係る出産・子育て応援給付金」を財源として市町村から支給される給付金についても、非課税・差押禁止の対象となっております。
14 (8-7)	○	出産・子育て応援ギフトについては、自治体独自の予算（地方単独事業）で増額をした場合、当該増額分について、非課税・差押禁止の対象になるのか。	「令和六年度予算に係る出産・子育て応援給付金」を財源として市町村から支給される給付金について非課税・差押禁止としているものであり、自治体独自の予算で増額した部分については、非課税・差押禁止の対象とはなりません。
15 (8-8)	○	出産・子育て応援ギフトは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等	<p>出産・子育て応援ギフトについては、令和6年4月1日に同法における特定公的給付に指定されました。</p> <p>これにより、出産・子育て応援ギフト支給に係る事務を行うにあたって、マイナンバーによる情報の管理及び公的給付支給等口座登録簿（公金受取口座）関係情報を取</p>

		に関する法律」における特定公的給付には指定されるのか。	得・利用することが可能となります。 公金受取口座を活用すれば、出産・子育て応援ギフト支給に当たり、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要となるため、現金給付を実施・検討している市町村におかれては、積極的に活用ください。
16 (8-9)	○	出産・子育て応援ギフトを、公金受取口座を活用して現金支給することとした場合、事務フローはどのようになるか。	妊娠届出時の面談において、妊婦に出産応援ギフトの申請をしてもらう際、公金受取口座を活用して出産応援ギフトを受け取るかどうかの意思確認をすることとなります。 その意思があり、公金受取口座登録が済んでいる場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して公金受取口座情報を得ることとなります。一方、公金受取口座登録が済んでいない場合は、マイナポータルによる公金受取口座登録の方法を案内した上で、登録完了後に情報提供ネットワークシステムを利用して公金受取口座情報を得ることとなります。なお、本人からマイナンバーの提供を受ける場合は、法令に則った番号確認及び本人確認が必要となります。 その意思がない場合は、申請者に振込先口座等の情報を提出してもらうこととなります。 本制度の運用については、令和6年4月1日付事務連絡「令和六年度出産・子育て応援給付金の特定公的給付の指定について」をご参照ください。
17 (8-10)	○	出産・子育て応援ギフトについては、生活保護の収入認定がなされるのか。	生活保護被保護者に出産・子育て応援ギフトが給付されることとなった場合の収入認定の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）のイ「出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」にあたるものとして、収入として認定しない取扱いとすることとされています（令和4年12月26日付事務連絡「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」における「出産・子育て応援給付金」の生活保護制度上の取扱いについて」参照）。

<p>18 (8-11)</p>	<p>○ クーポンを発行する際の利用料助成等の使途として、伴走型相談支援とは別に、市町村以外が提供する相談サービス、例えば、妊娠・授乳中の服薬相談（いわゆる妊娠と薬外来など）や、産後の身体ケア・鍼灸治療などの利用料も対象としてよいか。また、クーポンの使途として育児用ミルクを設定する際の留意事項如何。</p>	<p>地域資源や子育て家庭のニーズ等の地域の実情を踏まえ、市町村の創意工夫に基づいて、お尋ねのようなサービスも、クーポンにおける利用可能なサービスの対象として差し支えありません。なお、クーポンの使途として育児用ミルクを設定する際には、WHOの国際基準※を踏まえ、市町村が適切に判断した上で設定することが望ましいと考えています。その上で、新生児訪問や産後ケア事業等の母子保健事業を併せて紹介・周知するなど、授乳に関する必要な支援をお願いします。</p> <p>※当該基準では、母乳代替食品を、一律に配付したり試供品を提供したりしてはならない等、販売促進に関する基準が定められています。</p>
----------------------	--	---



## 伴走型相談支援 問 19～41

19 (9)	○	伴走型相談支援として具体的にどのような取組を行うことが必要か。	伴走型相談支援は、市町村のこども家庭センター（身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等への委託も可能）で、全ての妊婦・子育て家庭に対し、妊娠届出時や、妊娠8か月頃、更には出生届出後に、アンケートや子育てガイドを活用しつつ、出産・育児等の見通しを一緒に確認する面談を実施し、その後もプッシュ型で子育て関連のイベント情報を届け、相談の随時受付等を継続実施することを通じ、関係機関とも情報共有しながら、両親学級、産後ケア、一時預かりや家事支援サービスなどの必要な支援につなぐことが必要となります。（R4/12/26 自治体説明会資料のP16～P34をご確認ください。）
20 (10)	○	伴走型相談支援において面談等の実施機関はどこか。	実施機関は、市町村のこども家庭センターや、同センターから委託を受けた地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園等になります。（R4/12/26 自治体説明会資料のP17をご確認ください。）
21 (11)	○	伴走型相談支援において面談等を実施する者は保健師等の専門職であることが必要か。	面談等の実施者は、市町村（こども家庭センター等）の保健師・助産師等の専門職以外にも、一定の研修を受けた一般事務職員・会計年度任用職員等が実施することとしています。また、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等の、一定の研修を受けた保育士・利用者支援専門員・子育て支援員等が実施することも可能です。（実施要綱P6参照）
22 (12)	○	伴走型相談支援の面談実施者として、「一定の研修を受けた」者とあるが、どのような研修を想定しているのか。伴走型相談支援のための研修を国が用意しているのか。	R4/12/26 自治体説明会資料のP17に記載の「一定の研修」とは、利用者支援事業の基本型を実施する利用者支援専門員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）」や、地域子育て支援拠点で子育て支援員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業」を想定しており、この枠組みを活用して研修を受講していただくことを想定しています。

23 (12-2)	○	面談等の実施者として、「一定の研修を受けた者」が示されているが、本要件は必須事項か。	伴走型相談支援の面談実施者については、対人援助を行うに当たり、子育て家庭、援助原理、子育て支援制度等に対する理解に係る一定の知識が求められるため、伴走型相談支援を担当する一般事務職員・会計年度任用職員等については問 22 の研修を受けた者であることを推奨します。なお、問 22 の研修のうち、実技や実習を伴う専門研修のすべての科目を修了していることまでは求めておらず、例えば、基本研修の修了のみの方や、地域子育て支援拠点で子育て支援員ではなかったが勤務経験があるなど求められる一定の知識のある方であれば、「一定の研修を受けた者」とみなしていただいて差し支えありません。
24 (13)	○	伴走型相談支援について、NPO 等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託が推奨されているが、これにどの程度従う必要があるか。市町村判断ということによいか。	各市町村における人員体制や地域資源の状況等は様々であることから、委託するかどうかについては、地域の実情に応じ、各市町村でご判断いただくこととなります。 一方で、市町村のこども家庭センターと地域の関係機関とが密に情報共有・連携しながら、伴走型相談支援の体制を構築することで、その地域の子育て支援力の底上げが図られ、全ての妊婦・子育て家庭のさらなる安心につながるという観点からは、NPO 等の民間法人が実施する地域の関係機関と協働する形での事業実施を是非ご検討いただきたいと考えています。
25 (14)	○	面談は誰に対して行うのか。	実施要綱に記載のあるとおり、それぞれの時期における対象者は以下のとおりです。 ①妊娠届出時 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨） ②妊娠 8 か月頃 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨） ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間 産婦または出生したこどもを養育する者（父親・同居家族も一緒に面談することを推奨）
26 (15)	○	妊娠届出時の面談については、いつまでに実施することが必要か。	妊娠届出時の面談については、妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立てて必要な支援につなげることや、5万円相当の出産応援ギフトを支給するきっかけとなることから、妊娠届出時とは別に面談を実施する場合でも、妊娠届出後、なるべく早い段階で面談を実施することが望ましいと考えています。

<p>27 (16)</p>	<p>○</p>	<p>面談の際に使用するアンケートや子育てガイドについては、自治体で既に行っているアンケートやセルフプランを活用することとしてもよいか。</p>	<p>【アンケートについて】 ※R4/12/26 自治体説明会資料の P26～P29 をご確認ください。</p> <p>妊娠届出時の面談、出生届出後の面談においては、引き続き、現在使用しているアンケートを活用し、その回答結果を面談時等に活用してください。</p> <p>一方で、妊娠8か月頃の面談に使用するアンケートについては、国において示しているアンケートのひな形も踏まえて作成してください。なお、すでに類似のアンケートを作成している場合は、それを活用いただくことも差し支えありません。</p> <p>なお、妊婦・子育て家庭に対しては、様々な関係者がアンケート等を実施しておりますが、本事業により、関係者の情報共有や連携の推進が期待されます。</p> <p>【子育てガイドについて】 ※R4/12/26 自治体説明会資料の P30、P31 をご確認ください。</p> <p>R4/12/26 自治体説明会資料の P30、P31 にひな形をお示ししていますが、必ずこの体裁にする必要はなく、既に各自治体の創意工夫に基づいた子育てガイド等を使用されている場合は、当該ガイドを活用していただいても差し支えないと考えています。（この場合、ひな形にはあって、各自治体で活用されているガイドにはない項目（特に仕事関係）があれば、当該項目等の追加修正についてご検討いただきたいと思います。）</p> <p>一方で、こども家庭センターガイドラインでお示ししている「セルフプラン」どおりのものを活用されているという場合には、この機会に内容を再点検いただき、各自治体の創意工夫に基づき、ひな形に列記している要素はなるべく全て盛り込むことも含めて、住民にわかりやすい形になるように検討いただきたいと思います。</p>
<p>28 (16-2)</p>	<p>○</p>	<p>ぴったりサービスを使って妊娠届出を行う際、現在国の示す標準様式は妊娠届出のみで、アンケートの記載ができない。各自治体で独自様式を登録し、使用するには大変手間がかか</p>	<p>電子申請により妊娠届出のみを受け付けている場合は、アンケートは妊娠届出と別途行ってください。なお、本事業においては妊娠届出時においてアンケートを活用して面談を実施することから、この場合のアンケートや面談の実施方法については各市町村において検討してください。</p> <p>なお、アンケートの様式については、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱の別添様式をご参照ください。</p>

		るため、妊娠届出様式にアンケートも追加し、全国統一の様式を標準様式としてもらえないか。	
29 (17)	○	面談は対面で実施することが必要か。	表情を見て雰囲気を感じ取る、顔の見える関係づくりといった観点から、以下を原則とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面による面談</li> <li>・ SNS やアプリ等でのオンライン面談（画面上で対面）</li> </ul> ※ 妊婦側にやむを得ない事情がある場合は、アウトリーチ型（自宅訪問）による面談が望ましい。それもできない場合はアンケート回答と電話による確認も可。 (R4/12/26 自治体説明会資料 P16～20 をご確認ください。)
30 (17-2)	○	面談は集団による対応でも良いか。	面談の敷居が高まらないような創意工夫の取組として、各市町村の判断により、面談を集団で実施することも考えられますが、面談対象者によっては、集団での面談は敷居が高く、個別面談の実施を希望する方もいらっしゃる事が想定されるため、そうした面談対象者の意向を十分に踏まえた上で、柔軟な運用を実施していただきたいと考えています。
31 (17-3)	○	3回の面談でそれぞれ異なる者が面談を担当しても良いのか。	担当保健師のように、妊婦・子育て家庭に担当制を敷いて、1人の担当者が継続的に面談等を実施することが可能な自治体においては、そのような対応を行うことが望ましいと考えています。一方で、自治体における妊娠届出数・出生数や人員体制等の状況は様々であることに鑑みれば、必ずしも、3回の面談を同じ担当で実施することが可能とは考えておらず、異なる担当者が、当該妊婦・子育て家庭の面談記録などの情報の引継ぎを徹底するなどにより、柔軟に対応していただいても差し支えないと考えています。
32 (18)	○	妊娠8か月頃の面談は全員に対して行う必要があるのか。また、必ず8か月頃に実施しないといけな	妊娠8か月頃の面談は、面談を希望する妊婦等のみの実施で差し支えありません。一方で、全ての妊婦にアプローチする観点から、全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付し、一定の期間提出のない妊婦に督促するなどし、アンケートの回答は全て回収いただきたいと考えています。なお、アンケートの送付時期は必ずしも

		いのか。(例えば6か月頃などでもいいのか)	<p>7か月頃とする必要はなく、自治体の判断で例えば妊娠届出時に渡すなど柔軟に取り扱って差し支えありません。</p> <p>国としては、妊娠8か月頃は、出産間近で産後のことを考え始める時期で、産前休暇に入り面談の時間をとりやすい時期であり、出産に向けてより具体的な準備に入ったり、人によっては不安を感じたりするタイミングと考えて設定していますが、各自治体のこれまでの取組を活かしながら、自治体の判断で、例えば「妊娠6か月以降面談」として、幅を持たせて面談の2回目と位置づけていただいても差し支えはありません。</p> <p>(R4/12/26 自治体説明会資料 P19 をご確認ください。)</p>
33 (18-2)	○	妊娠7か月頃に送付するアンケートへの回答は、書面ではなく電話やウェブサイトでも受け付けてもよいか。	<p>当該アンケートについては、必ずしも書面ではなく、電話でのやりとりやウェブサイトを利用した方法でも差し支えありません。ただし、特に電話でアンケートの回答を受け付けた場合には、回答結果を記録として残し、関係機関と共有できるようにし、必要な支援につなげる際に活用できるようにしてください。</p>
34 (18-3)	○	妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出後の面談の前に行うアンケートについて、自治体で保管し、回答結果を国に報告する必要があるか。また、その予定はないか。	<p>アンケートの回答や面談の内容については、関係機関と共有し、必要な支援につなげるという趣旨で記録に残していただきたいと考えますが、それを国に報告していただくことは現時点では想定していません。</p> <p>事業終了後の実績報告においても、当該記録を求める予定はありません。</p>
35 (18-4)	○	妊娠8か月頃のアンケートを提出しない妊婦の中には、流産等をしている者もいると考えられるが、必ず回答の提出を求めなければならないのか。	<p>全ての妊婦にアプローチする観点から、全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付し、一定の期間提出のない妊婦には再度連絡を取るなどし、ご指摘のようなケースを除き、アンケートの回答は全て回収できるよう努めていただきたいと思います。なお、再度の連絡等により、ご指摘のようなケースであることを把握した場合には、<u>問81</u>に記載のきめ細やかな配慮を行っていただくようお願いします。</p>

<p>36 (19)</p>	<p>○</p>	<p>出生届出後の面談はいつまでに行う必要があるのか。新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用してもいいのか。</p>	<p>原則として、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の期限である生後4か月以内に面談を行っていただくことを考えています。</p> <p>新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用していただいても差し支えありません。</p> <p>出生届出時に面談することも可能ですが、産褥期（産後6～8週間）で安静が必要な母親よりも、その夫等が土曜日に開庁している窓口に来る場合も想定されることに留意が必要です。</p> <p>出生後は、</p> <p>① 遅くとも、生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に市町村の保健師、助産師等が訪問する乳児家庭全戸訪問の機会に面談を実施いただきたい一方、</p> <p>② それまでの間であれば、例えば、生後28日以内に市町村の保健師、助産師が訪問する新生児訪問指導など、各市町村の事業により産後に産婦等と接触する機会を、各当該市町村の判断で、本事業の面談の機会としていただくことが可能です。</p> <p>なお、市町村から本事業の委託を受けた地域子育て支援拠点の子育て支援員等が伴走型の相談支援を担当している場合は、</p> <p>① 市町村と密に連携し、当該子育て支援員等が新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問に同行訪問し、その場で本事業の面談を実施したり、</p> <p>② 委託を受けた地域子育て支援拠点において、生後2～3か月児のいる親子を対象とした交流イベントを案内し、交流イベント終了後に面談を実施したりするなど、地域の創意工夫に基づき、柔軟に実施いただきたいと考えています。</p>
<p>37 (19-2)</p>	<p>○</p>	<p>出生届出後の面談は乳児健診時に行ってもよいか。その際、面談を産科医療機関に委託することは可能か。</p>	<p>伴走型相談支援の出生届出後の面談で実施いただきたい内容（産後の育児の見通しの確認、利用したい子育て支援サービス（一時預かりや家事支援サービス等）や仕事関係の手続きの確認など）を3～4か月の乳児健診時に産科医療機関で実施する前提で当該医療機関との契約が可能であれば、当該機会を活用して、出生届出後の面談を産科医療機関に委託していただいても差し支えありません。</p>

38 (19-3)	○	出生届出後の面談に当たって、こどもの様子を確認する必要はあるか。	<p>伴走型相談支援における出生届出後の面談は、あくまで、産婦又はこどもを養育する者と面談し、育児等の見通しを一緒に確認していただくことを想定しているものであり、必ずしもこどもの様子を確認することまで求めるものではありません。</p> <p>一方で、<u>問 36</u>でお示ししているとおり、新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問など、産婦等と接触する機会を当該面談の機会としていただくことを想定しているため、その既存事業の中で、乳児の様子を確認することになるものと考えています。</p>
39 (20)	○	妊娠届出時の面談で、マイナンバーカードの交付申請やマイナポータルによる公金口座登録の方法を案内することが推奨されているが、この案内はどのような趣旨により実施することとしているのか。	<p>マイナンバーカードを持つことで、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）により行政機関から情報を取得することが可能となります（例えば妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等の情報については、妊婦等本人がスマートフォンなどで閲覧可能なほか、転居時に他の市町村等への引き継ぎも可能となっています）。</p> <p>また、公金受取口座を登録することで、今後の緊急時の給付金等の申請において、口座情報の提出等が不要となるほか、児童手当などの支給事務に利用することが可能となります。</p> <p>このため、妊娠届出時の面談において、マイナンバーカードの交付申請などの案内を実施していただくことを推奨しています。</p> <p>（R4/12/26 自治体説明会資料の P18 をご確認ください。）</p>
40 (20-2)	○	母子健康手帳に面談の実施に関する記載等の欄を追加する予定はあるか。	<p>母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第26号）により、母子健康手帳の省令様式が改正され、地域の子育てに関する相談機関に関する記録欄が追加されておりますので、伴走型相談支援における面談等の記録についても、当該欄を活用していただくことが可能です。</p>
41 (20-3)	○	アンケートや子育てガイドの外国語版は作成するのか。	<p>「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」の別添様式でお示した様式等を改めて外国語版として作成する予定はありません。アンケートや子育てガイドの外国語版は市町村で既に利用されているものを活用するなど、必要に応じて適宜対応をお願いいたします。</p>

## 出産・子育て応援ギフト 問 42～101

<p>42 (21)</p>	<p>○</p>	<p>出産・子育て応援ギフト 10万円相当の経済的支援の役割やねらい如何。出産育児一時金の増額との関係如何。</p>	<p>出産・子育て応援交付金による経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援と一体的に実施することで、事業の実効性をより高めることをねらいとしており、妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等や、出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や、産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用者負担に充てていただくことを想定し、令和4年4月以降に出産された方を対象に、妊娠届出時と出生届出後を通じて合計10万円相当を支給することとしています。</p> <p>一方で、出産育児一時金は、産科医療機関での出産費用等を支援するものですが、平均出産費用が年々上昇する中で、出産に要する経済的負担の軽減のため、全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で42万円から50万円に引き上げられました。</p> <p>これらの取組により、全ての妊婦・子育て家庭の不安感や孤立感を取り払い、安心して出産・子育てができる環境整備につなげてまいります。</p>
<p>43 (23)</p>	<p>○</p>	<p>出産・子育て応援ギフトの支給対象者は誰か。支給対象者と申請書の申請者は揃える必要があるか。また、出生後の面談対象者と子育て応援ギフトの支給対象者はそろえる必要があるか。例えば父親とだけ面接しても支給可能か。</p>	<p>「出産応援ギフト」は、面談を受けた「妊婦」を対象とし、「子育て応援ギフト」は、面談を受けた「出生したこどもを養育する者」（以下「養育者」という。）を対象とします。詳細については、実施要綱をご参照ください。</p> <p>なお、出産応援ギフトは「妊婦」を対象とし、子育て応援ギフトは「養育者」を対象としていることから、家族形態によっては、それぞれのギフトの支給対象者が異なる者となる場合もあり得ますが、それぞれの支給対象者とギフト申請書に記載される申請者は揃える必要があります。</p> <p>また、出生届出後の面談を実施した上で支給する「子育て応援ギフト」について、例えば「養育者」が父親のみである場合は、父親と面談後に支給となりますが、「養育者」に産婦である母親が含まれる場合は、母親の出産後の育児の悩みや疲れ等にも寄り添って相談支援を行う事業の趣旨から、母親と面談を行った上で、「子育て応援ギフト」を支給することになります。この際、母親のみならず、父親や同居する家族等と一緒に</p>



			面談を行うことが望ましく、この場合に一緒に面談を受けた父親名義でギフト申請書を出し、父親にギフト支給することは可能です。
44 (23-2)	○	「面談は不要だが経済的支援は必要」という方についても、面談を経済的支援の必須条件としなければならないのか。	<p>出産・子育て応援交付金による経済的支援は、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型相談支援と一体的に実施することで、事業の実効性をより高めることをねらいとしており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期の妊婦健診受診時の交通費、</li> <li>・ 出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用、</li> <li>・ 産後ケア・家事支援サービスの利用者負担</li> </ul> <p>といったものに充てていただくことで必要なサービスにつながりやすくなり、必要な支援が確実に届くようになることで、全ての妊婦・子育て家庭の不安感や孤立感を取り払い、安心して出産・子育てができる環境整備につなげていくためのものです。したがって、対象者に対しては、本事業の趣旨を丁寧に説明し、面談を通じて出産や育児の見通しを一緒に確認した上で、出産・子育て応援ギフトの申請書の提出に基づき、ギフトを支給してください。</p>
45 (24)	○	出産応援ギフト・子育て応援ギフトについて、多胎児の場合は、それぞれいくら支給されるのか。	<p>出産応援ギフトについては、その用途として主に想定される妊婦健診受診時の交通費等は、多胎児であるか否かにかかわらずのものであることに加え、妊娠届出時に多胎児であるか否か必ずしも明らかでないことも想定されることから、妊婦1人当たり5万円相当を支給するものとします。</p> <p>子育て応援ギフトについては、その用途として想定される育児関連用品の購入費やサービスの利用料などは新生児の人数に応じて変わるものも多いため、新生児1人当たり5万円相当を支給するものとします。</p> <p>したがって、多胎児の場合は、出産応援ギフトは5万円、子育て応援ギフトは5万円×人数分となります。(R4/12/26自治体説明会資料のP44、45をご確認ください。)</p>
46 (25)	○	出産応援ギフトについて、妊婦が出産前に死亡した場合に受給権、請求権の相続は発生するのか、考え方	<p>出産応援ギフトの支給対象者は妊婦であるため、面談等を実施する前に妊婦が死亡した場合、受給権は発生せず、第三者に受給権が引き継がれるといったことはありませんが、妊婦への面談等が実施されていた場合には、当該妊婦に受給権が発生しています。したがって、面談等の実施後、出産応援ギフトの受給前に妊婦が死亡した場合に</p>

		如何。	は、受給権は民法の規定により相続されることとなります。
47 (25-3)	○	出産・子育て応援ギフトの支給について、市町村から申請者への支給決定通知は必要か。	国として求めるものではありませんが、市町村として必要と判断される場合には、申請者に対して支給決定通知を発出することは差し支えありません。
48	●	出産・子育て応援ギフトは海外に在住している場合でも支給対象となるか。	出産・子育て応援ギフトの支給にあたっては、妊婦や養育者が日本国内に居住している（住民票がある）ことが要件の一つとなっています。
49 (26)	○	日本に住民票のある外国籍の者は出産・子育て応援ギフトの支給対象者になるのか。	出産・子育て応援ギフトの支給にあたって、国籍に関する要件はありません。
50 (27)	○	海外で妊娠して帰国した妊婦は、出産応援ギフトの支給対象者になるのか。	出産前に日本に帰国し、住民票がある市町村に妊娠届を提出し、面談等を受けることで、出産応援ギフトの支給対象となります。
51 (28)	○	日本国籍を有し海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象者になるのか。	<p>海外で出産後に日本に帰国した場合には、住民票がある市町村で面談等を受けることで、子育て応援ギフトの支給を受けることができます。なお、この場合の子育て応援ギフトの支給対象は、ギフトの支給に係るこどもが1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日までの者に限ることとし、当該こどもの養育者が面談等を受けた場合にギフトの支給対象となります。</p> <p>また、出産応援ギフトについては、妊娠期間中に海外に居住していた者であっても、日本で妊娠届出をして、面談を受けた方は、出産応援ギフトの支給対象となりますが、それ以外の方は支給対象外となります。</p> <p>なお、<b>問49</b>でもお示ししているとおり、出産・子育て応援ギフトの支給に当たって、国籍に関する要件はありません。</p>

52	●	<p>令和6年3月29日付の事務連絡による実施要綱の改正により災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情による場合の子育て応援ギフトの申請期限が変更されたが、具体的な例示をしめしてほしい。</p>	<p>災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合には、当該特別な事情がやんだ後3か月以内の申請をお願いしていますが（問66参照）、その場合でも、「申請期限」内には申請いただくことが必要です。</p> <p>実施要綱の改正により、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情による場合の申請期限が、1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日までとされたことを受け、以下のとおり例示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月1日に出生した児童の場合は、当該児童は、令和6年3月31日に1歳に達することから、1歳に達する日以後最初の3月31日は「令和6年3月31日」となり、令和7年3月30日が期限となります。</li> <li>・令和6年4月1日に出生した児童の場合は、当該児童は、令和7年3月31日に1歳に達することから、1歳に達する日以後最初の3月31日は「令和7年3月31日」となり、令和7年3月30日が期限となります。</li> <li>・令和6年4月2日に出生した児童の場合は、当該児童は、令和7年4月1日に1歳に達することから、1歳に達する日以後最初の3月31日は「令和8年3月31日」となり、令和8年3月30日が期限となります。</li> <li>・令和7年3月31日に出生した児童の場合は、当該児童は、令和8年3月30日に1歳に達することから、1歳に達する日以後最初の3月31日は「令和8年3月31日」となり、令和8年3月30日が期限となります。</li> </ul> <p>なお、令和7年4月1日以降に出生した児童の場合は、改正子ども・子育て支援法の法定給付の対象となります。</p>
53 (28-2)	○	<p>離婚後300日問題等により出生届出が著しく遅延している場合、出生届出があるまで面談や出産・子育て応援ギフトの支給は行わないものと解して良いか。</p>	<p>ご指摘のように出生届出が著しく遅れるようなやむを得ない特別な事情等がある場合には、出生の事実の確認及び産婦との出生後の面談の実施がなされれば、子育て応援ギフト申請書を受け付け、ギフトを支給いただいて差し支えないものと考えます。</p>

54 (28-3)	○	妊婦や養育者が未成年の場合、出産応援ギフト、子育て応援ギフトはそれぞれどのように支給するか。	<p>① 妊婦が未成年の場合における出産応援ギフトの支給          出産応援ギフトの支給に当たっては、年齢に関する要件はありません。成年の方と同様の手続を経て支給することが可能です。</p> <p>② 養育者が未成年の場合における子育て応援ギフトの支給          子育て応援ギフトの支給に当たっては、年齢に関する要件や出生した子の親権者等との同居に関する要件はありません。成年の方と同様の手続を経て支給することが可能です。</p>
55	●	未成年に対しても成年と同様の手続で出産・子育て応援ギフトを支給することは、親権者との関係で問題ないのか。	<p>未成年者でも法律行為を行うことは可能であり、また、出産・子育て応援ギフトの支給を受けることにより申請者本人が何らかの債務・責務を負うものではないことから、申請に当たって親権者の同意は必要ないと考えています。</p> <p>ただし、未成年者が妊娠・出産するケースの中には、要保護児童や特定妊婦としての対応が必要になる可能性があることも考えられることにご留意いただき、そのような事案を認知した場合は、関係機関と適切に連携して対応いただくようお願いいたします。</p>
56 (29)	○	出産・子育て応援ギフトを出産後にまとめて10万円支給することとしてよいか。	<p>出産・子育て応援ギフトについては、事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後の2回に分け、それぞれの面談を実施した上で、出産応援ギフト（5万円相当）と子育て応援ギフト（5万円相当）をそれぞれ支給してください。（R4/12/26自治体説明会資料P47をご確認ください。）</p>
57 (29-2)	○	出産応援ギフトについて、妊娠届出時に面談を行った直後には支給せず、妊娠8か月頃のアンケート等を実施した後に支給しても差し支えないか。	<p>出産応援ギフトは、妊婦健診時の交通費等に充てていただくことが想定され、妊娠届出時の面談後速やかに支給していただければ、その活用が見込まれることや、相談実施機関へのアクセスのきっかけとなる妊娠届出時の面談後に支給をしていただきたいと考えています。</p> <p>一方、その趣旨を踏まえてもなお、妊娠8か月後のアンケート等を実施した後に支給することについて、対象者に対する説明責任を負い、丁寧に説明の上、納得してもらうことを選択する場合は、当該市町村の判断を排除するものではありません。</p>
58 (30)	○	出産応援ギフト、子育て応援ギフトをそれぞれ、さらに分割して支給してよい	<p>出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給について、それぞれを更に分割して支給することは排除されませんが、例えば、出産応援ギフトの5万円相当の一部を商品券（クーポン）等で支給した後に転居した場合に、転居先の市町村でのギフトの取扱い</p>

		か。(例えば、妊娠届出時に3万、8か月頃の面談後に2万など)	が違うことも想定され、残りの一部を支給できない、など、転居者に不利益が生じてしまうことも考えられるため、5万円相当の更なる分割支給を実施する場合には、各市町村において、その旨を対象者にご理解いただく説明責任を負うことも踏まえて、各市町村の判断において取扱いを整理の上、実施していただくこととなります。
59 (31)	○	出産・子育て応援ギフトについて、自治体独自に上乗せで支給することは可能か。	自治体独自に上乗せで支給することは可能です。また、既に、自治体独自にクーポン券の配布や利用料の減免等を行っている場合は、当該独自事業に本事業の出産応援ギフト5万円相当や子育て応援ギフト5万円相当を上乗せして支給していただくこととなります。
60 (32)	○	現在、自治体独自に妊娠時・出産時に経済的支援しているが、この経済的支援の財源を出産・子育て応援交付金に付け替えることは可能か。	既に、自治体独自に妊娠・出産期の経済的支援を実施している場合で、当該自治体で出産・子育て応援交付金事業が開始されたにも関わらず、妊婦・低年齢児(0～2歳)のいる子育て家庭にとって支援が強化されないのは望ましくないことから、基本的に、本事業による出産応援ギフト、子育て応援ギフト分を当該独自事業に上乗せして支給していただくこととなります。ただし、当該独自事業の財源による経済的支援を低年齢児の1歳・2歳児の経済支援に振り替えて実施するなど、国の事業と既存の類似の地方単独事業を合わせて、0～2歳児に焦点を当てて、伴走型相談支援と経済的支援を充実することは可能とすることを考えています。
61 (33)	○	出産・子育て応援ギフトの支給方法としてはどのような方法で行うことが可能か。クーポンだけでなく、現金給付も可能か。	子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、各自治体の創意工夫により、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免</li> <li>・ 出産・育児関連用品等の商品券(クーポン)の支給</li> <li>・ 妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成</li> </ul> など、幅広い支給方法を選択することが可能です。
62 (33-3)	○	出産・子育て応援ギフト支給の要件として、市民税完納の要件をつけることは可能か。	出産・子育て応援ギフトについては、その受給者自らが出産や子育てのために使用できるようにする必要があると考えており、ご指摘のような要件を課すことは適切ではないと考えています。 なお、令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律により、出産・子育て応援ギフトについては、差押禁止の対象となるほか、本事業の実施要綱にお

			いて、クーポンの使用対象外となる商品・サービスの例として国や地方公共団体への支払いを位置づけています。
63 (34)	○	子育て応援ギフトを産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用券方式で実施する場合に、家事支援サービス事業者ではなく、家政婦（夫）を求職登録し、利用者とマッチングする紹介事業者と契約して、支援対象サービスに位置づけてもよいか。	自治体の判断で、利用可能な対象サービスに位置づけていただいて差し支えありません。 この場合の当該紹介事業者との事務フローも含めた契約内容についても、各自治体と当該紹介事業者との間で協議の上、適切に対応いただければと考えております。
64 (34-2)	○	クーポンを発行する際の利用料助成等の使途として、伴走型相談支援とは別に、市町村以外が提供する相談サービス、例えば、妊娠・授乳中の服薬相談（いわゆる妊娠と薬外来など）や、産後の身体ケア・鍼灸治療などの利用料も対象としてよいか。	地域資源や子育て家庭のニーズ等の地域の実情を踏まえ、市町村の創意工夫に基づいて、お尋ねのようなサービスも、クーポンにおける利用可能なサービスの対象として差し支えありません。
65 (35)	○	出産・子育て応援ギフトの支給条件は何か。面談を受けないと支給されないのか。また、情報共有等の同意をしないと支給されな	妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施し、そのうえで情報共有等の同意欄に署名したギフト申請書とアンケートの回答を提出した方に対して、出産・子育て応援ギフトを支給してください。 (R4/12/26 自治体説明会資料 P7、P36 をご確認ください。)

		いのか。	
66 (35-2)	○	出産・子育て応援ギフトについて、災害その他やむを得ない理由により申請期間内に支給の申請ができなかった場合、「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」がやんだ後3か月以内なら申請が可能となっているが、具体的にどのような理由か。	<p>災害その他やむを得ない理由により申請期間内に支給の申請ができなかった場合、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内なら申請が可能（ただし、1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日まで。問52参照）としていますが、この「災害その他やむを得ない理由」の具体的な理由としては、例えば、「被災したことにより申請予定者が期限までに申請できない場合」「長期間の入院をしていた場合」「継続的に海外で生活しており帰国していなかった場合」「施設に入所していた対象児童を引き取った場合」などが考えられます。単に申請を忘れていたなどの場合は該当しませんのでご注意ください。</p> <p>申請予定者からの申請期間以降の支給の申請を受け付ける場合には、具体的な「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」の内容と、その事情がなくなった日の確認を行っていただくこととなります。</p> <p>また、二重支給の防止の観点から、申請予定者の過去のギフト受給歴の確認を行っていただくようお願いいたします（特に、他の自治体から転出してきた場合には、必要に応じて転出元の自治体へもご確認ください）。</p>
67 (36)	○	妊娠届出時の面談等について、出産予定日より早く生まれたため、妊娠期間中に面談等が実施できなかった場合、出産応援ギフトの支給を受けることはできないのか。	<p>原則として妊娠期間中に面談等を実施した妊婦に出産応援ギフトの受給権が発生することとなりますが、妊婦の責めに帰さない事由により面談等を実施できなかった場合には、当該妊婦に出産応援ギフトを支給することとして差し支えありません。</p> <p>なお、お尋ねのケースの場合、妊娠37週未満で生まれた場合には、妊婦の責めに帰さない事由に該当すると判断して差し支えありません。</p>
68 (36-2)	○	妊娠の届出を行わず、妊婦健診も未受診のまま出産する、いわゆる「駆け込み出産」のケースについて	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、このようなケースについては妊娠届出ができないやむを得ない事情を抱えていることも想定されることから、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合には、出生後の面談を実施した後に出産応援ギフトについても支給し</p>

		は、子育て応援ギフトのみ交付することとなるのか。	て差し支えありません。
69 (37)	○	市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊娠届出が出された場合にも出産応援ギフトを支給してよいのか。	出産応援ギフトについては、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認を行うことを支給要件とすることとします。このため、産科医療機関等を受診する前の段階で妊娠届出が提出された場合には、妊娠届出を受診し、母子健康手帳や妊婦健診受診券を手交することは引き続き可能としますが、伴走型相談支援における妊娠届出時の面談と出産応援ギフトの支給については、上記の支給要件を満たした後に面談等を実施した上で支給いただくこととなります。
70 (38)	○	出産応援ギフトについて、虚偽の妊娠届出を防止するため、どのような対策を講じるのか。ギフト申請時に、妊娠したことの医師の証明書等の提出は必要か。また、妊娠の確認方法は、国として統一的に示すのか。	虚偽の妊娠届出の防止対策としては、妊婦への面談等の実施時に出産応援ギフトの支給要件（産科医療機関等の受診等）を説明し、必要に応じて産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行うことについて妊婦から同意を得た上で申請書を提出してもらうことで、虚偽の妊娠届出の抑止につなげていくこととしています。（国としては、医師による妊娠の証明書等の提出までを一律には求めません）。市町村は、例えば、妊娠届出後、妊婦健診を受診していない方を把握した場合などに、必要に応じて産科医療機関に当該未受診者の妊娠事実の確認を行うことなどが考えられます。このことについては、令和4年12月27日に日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会に対して協力依頼を行いました。詳細は、令和4年12月28日付事務連絡「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」を参照ください。
71 (38-2)	○	妊娠届出時の出産応援ギフトについては、「産科医療機関への受診」及び「医師による妊娠の確認」が支給要件となっているが、医師が妊娠していることを判断する時期についての	出産応援ギフトの支給要件としての「医師による妊娠の確認」については、化学妊娠や異所性妊娠ではないことが確定し、かつ、流産リスクが一定程度低減する時期という観点から、医師が胎児心拍を確認した又は出産予定日を確定したことを目安として判断していただきたいと考えています。 また、低所得の妊婦である場合は、必要に応じ、当該妊婦に対する初回産科受診料の補助等の対応をお願いします。



		基準はあるか。	
72 (38-3)	○	市町村が医療機関に妊娠の確認の照会をする場合やその他の伴走型相談支援の実施に必要な情報の提供を求める場合に、どのような手続が必要か。	<p>市町村が出産応援ギフト申請者の情報を随時・個別に医療機関に確認しようとする場合は、医療機関からの求めに応じて、ギフト申請時に提出される同意書を提示する方法が考えられます。</p> <p>また、市町村が、出産応援ギフト申請者が妊婦健診を受診する予定の医療機関等を申請時に把握する場合は、当該医療機関に対して、あらかじめ同意書を取りまとめたうえで提示し、必要な情報について随時の情報提供を求める方法も考えられます。</p>
73 (39)	○	商品券（クーポン）で支給する場合、有効期間の設定について、どのような取扱いとなるか。	<p>本事業による出産・子育て応援ギフトは、妊娠中に想定される妊婦健診受診時の交通費等に要する費用や、出産後、新生児の育児に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や産後ケア・家事支援サービス等の利用者負担等に充てることが想定されることを踏まえ、商品券（クーポン）の期限については各自治体において適切に設定ください。</p> <p>なお、商品券やギフト券、プリペイドカード、電子マネー等の前払式支払手段について、国や地方公共団体等以外の主体が、発行の日から6か月を超える期限を設定して発行する場合は、資金決済に関する法律の適用を受けることとなり、発行保証金の供託等の手続が必要になることにご留意ください。</p> <p>※同法第4条では、国や地方公共団体等が発行する商品券等や発行の日から6か月内に限って使用できる商品券等については同法の適用を受けないこととなっている。地方公共団体がクーポン発行等を業者に委託することで、直ちに、適用除外が外れるわけではありませんが、関係団体等への補助や出捐等により全く関与しない方法等で発行する場合のクーポン等については、同法の適用除外となるかどうかは、各財務局・財務事務所にお問い合わせください。</p>
74 (39-2)	○	転入前市町村で交付を受けたクーポン券が、転出後に利用不可能な場合であっても、転出後の自治体で	お見込みのとおりです。

		再度交付金は受けられないとの認識でよいか。	
75 (39-3)	○	現金以外の電子クーポン等により出産・子育て応援ギフトを支給する場合における予算執行上の留意点はどのようなものがあるか。	<p>ギフト対象者に配付した電子クーポン等の額面の合計ではなく、ギフト対象者の利用に応じて電子クーポン等対象店舗等に支払った金額が市町村としての執行額となることに留意してください。</p> <p>特に電子クーポン等の発行や対象店舗等への支払いを事業者に委託し、換金原資を自治体から委託事業者に概算払いする場合については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商品券等の配布事業等において、使用期限までに住民等により商品券等が使用されなかったことなどにより生じた未換金相当額等について、自治体と業務委託事業者との間で精算する取扱いになっておらず、業務委託事業者に未換金相当額が滞留した事案があったことを受け、会計検査院から会計検査院法第36条に基づく改善処置の要求がされていることに留意が必要です。</p> <p>当該改善処置では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用分の電子クーポン等に係る未換金相当額が業務委託事業者等に滞留することがないようにする</li> <li>・電子クーポン等の使用期限を設ける</li> <li>・電子クーポン等の使用実績を把握する</li> </ul> <p>など、適切な措置を講ずることが求められており、本事業においてもこれを踏まえ、各自治体においては適切に対応するようにしてください。</p> <p>また、本交付金の確定については別に定める日までに事業実績報告書を提出することとしていますが、その際に出産・子育て応援ギフトの未換金相当額等を含めず精算するとともに、当該未換金相当額等の返還手続きをお願いします。さらに、本交付金の確定後に未換金相当額が判明した場合においても国への返還手続きが必要となりますが、返還時期や方法については適宜ご相談ください。</p>
76 (39-4)	○	電子マネーで支給したギフトと、支給対象者が別に取得した電子マネーが混	<p>出産・子育て応援ギフトを電子マネーで支給し、支給対象者が既に電子マネーとして保有している金額と混在する場合など使用額を管理することが困難な場合は、現金と同様にギフトの支給時点で執行した取り扱いとして差し支えありません。</p>

		在し、支給したギフトの使用額を把握することが困難な場合、実績報告及び精算はどのようにすれば良いか。	
77 (39-5)	○	クーポン等の発行を委託業者に委託し、委託業者がクーポン等販売業者からクーポン券等を調達する方式で申請者に給付しているが、民間事業者が発行するクーポン等は個人情報の取扱い等やシステムの運用上、使用額の把握が困難な場合があり、実績報告及び精算はどのようにすればよいか。	委託業者がクーポン等販売業者からクーポン等の調達及び申請者へ発行を行う場合、委託業者の調達時点でクーポン等販売業者へ5万円相当を支払い、その実績をもって市町村に請求をするものと考えられます。 この場合、申請者に5万円相当のクーポン等が発行された時点で執行した取り扱いとして差し支えありません。
78 (39-6)	○	発行するクーポン等と自己資金が混ざらず、使用実績の管理が可能な場合の実績報告及び精算はどのようにすればよいか。	<u>問77</u> とは異なり、使用実績の管理が可能な場合は、ギフト対象者の利用に応じて電子クーポン等対象店舗等に支払った金額が市町村としての執行額になりますので、予算執行額に基づき、実績報告をしてください。

79 (40)	○	現金で支給する場合、ギフト申請書に口座情報を記載することも想定しているのか。この場合、申請者と口座名義人が異なってもいいかどうかは、市町村の判断か。	<p>ギフト申請書に口座情報の記入欄を設けるか、ギフト申請書とは別に口座情報の記入様式を設けるか、その手法はどちらでもよいと考えておりますが、口座情報の記入を求める場合は口座情報を証明できる書類の提出も求める必要があります。</p> <p>また、ギフトの申請者と支給を受ける口座の名義人は同一であることが望ましく、異なる場合は申請者から口座名義人への委任状を提出させるなど、委任を担保していただくことが望ましいと考えます。</p>
80 (40-2)	○	現金による支給を想定した場合、児童手当等の口座情報を用いて支給することは想定しているか。	各市町村にて適切にご判断ください。
81 (41)	○	出産応援ギフトについては、流産・死産となった場合でも支給対象になるのか。面談は必要か。	<p>妊娠届出後、面談前に流産・死産となった場合でも、出産応援ギフトの支給対象です。この場合は、面談を実施せずに、出産応援ギフトの申請書の提出のみをもって、支給することができます。この場合のギフトは、流産・死産となった方も使用できるような内容とすることが望ましいと考えています。</p> <p>流産・死産となった場合には面談は不要としていますが、各市町村におかれては、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）を踏まえ、例えば出産応援ギフトの郵送時に相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、同通知でも示したとおり、流産・死産をされた方も、産後ケア事業や産婦健康診査事業等の対象となります。また、妊娠12週を超えている場合には、出産育児一時金等の対象となります。</p> <p>流産・死産等を経験された方への相談支援等を行う都道府県等の相談窓口については、こども家庭庁のウェブサイト上にも公開しております。</p> <p>■こども家庭庁ウェブサイト 流産・死産等を経験された方へ (URL) <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/">https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/</a></p>

82 (41-2)	○	妊娠届出をした後、流産し、再度、年度内に妊娠届出をした場合、妊娠届出時の給付金は両方とも該当するのか。(支給回数の上限はないのか。)	妊娠1回につき5万円相当の出産応援ギフトを支給することとしており、回数の上限はありません。
83 (42)	○	出産応援ギフトについては、中絶した場合でも支給対象となるのか。面談は必要か。	妊娠届出後に面談を受け、その後人工妊娠中絶した場合は、出産応援ギフトの対象となります。
84 (43)	○	子育て応援ギフトの支給対象について、母体内での死亡による死産の場合は対象になるのか。また、出生したが、出生直後に心拍が確認できない等でこどもが死亡した場合も支給対象となるのか。仮に支給対象となる場合、面談は必要か。	<p>胎児が死産した場合は、出生届出がされないため、子育て応援ギフトの支給対象とはなりません(なお、出産応援ギフトの支給を受けることは可能です)。</p> <p>一方、出生後に死亡した場合は、出生届出と死亡届出がなされることとなりますが、この場合は子育て応援ギフトの支給対象となります。出生後、面談等の実施前にこどもが死亡した場合でも、面談等を実施することなく子育て応援ギフトを支給して差し支えありません。</p> <p>なお、死産やお子さまとの死別を経験された方の辛いお気持ちや悲しみに配慮し、適切な対応をお願いします。</p>
85 (44)	○	妊娠届出又は出生届出を出し、面談を受けた後、出産・子育て応援ギフトの支給前に市外への転出した場合、転出元、転出先のどちらの市町村から支給す	面談実施後、出産・子育て応援ギフトの申請前に転出した方については、住民票住所地である転出先の市町村に対して申請いただくこととなります。

		る必要があるのか。	
86 (45)	○	妊娠届出又は出生届出を出した後、面談を受ける前に市外への転出した場合、出産・子育て応援ギフトは、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	面談実施がギフト支給の起点となることから、本人からの申し出に応じて、転出先の市町村において面談を実施し、転出先の市町村から支給する必要があります。
87 (46)	○	転出元、転出先の両方の市町村から、出産・子育て応援ギフトを二重に支給されることを防止するために、どのような対応を行う必要があるか。仮に、転出元市町村に照会する場合、文書による照会を行う必要はあるか。また、仮に二重支給が発覚した場合、債権回収する必要があるか。	<p>支給対象者が引越しをした場合において、二重支給を防止する観点から、「出産・子育て応援ギフト申請書」に、「他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの支給を受けていない」ことについて、「支給状況などについて他の自治体に確認することがある旨の記載を確認の上、チェック欄に記入してもらうことで、不正受給の抑止につなげていくこととしています。</p> <p>なお、転出元市町村に照会する場合に、国として一律に文書による照会を求めるものではないと考えており、文書による照会が必要かどうかについては、当該市町村間で事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。</p> <p>また、上記対策を講じてもなお、仮に二重支給が発覚した場合には、基本的には不当利得として返還を求めることとなると考えますが、事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。</p>
88 (46-2)	○	「他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意」について、必ず書面による署名を	電子申請の方法により申請者の同意を得ていただいて差し支えありませんが、必ずその真正性が担保できるような方法で行ってください。

		得る必要があるか。電子申請でチェックをしてもらう等で同意とみなして良いか。	
89	●	転出入による出産・子育て応援ギフトの二重支給防止のための市町村の事務負担が大きい、DXを活用した給付履歴の自治体間情報連携を可能にすることは考えないのか。	<p>国において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムの使用による情報連携を可能とする手続（令和8年6月向けデータ標準レイアウトの改版作業）を進めてまいります。</p> <p>当該手続後（改版後のデータ標準レイアウト公開後）、市町村で当該改版に対応していただくことで、市町村間で情報連携が可能となります。</p> <p>【現時点で目指しているスケジュール】※関係機関との調整により変更があり得ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年6月 令和8年6月向けデータ標準レイアウト公開</li> <li>・令和8年6月 給付履歴の情報連携開始</li> </ul>
90 (47)	○	里帰り出産をした方に対しては、子育て応援ギフトは里帰り元、里帰り先のどちらから支給することとなるのか。里帰り先で面談（新生児訪問等を実施する場合）を受けた場合の子育て応援ギフトの支給は、里帰り先の市町村と住民票のある市町村のどちらで対応するのか。	<p>里帰り出産をした方に対しては、里帰り先ではなく住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給していただくこととなります。</p> <p>なお、里帰り先で面談を受ける場合（里帰り先で新生児訪問等を実施する場合）においても、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給していただくこととなります。</p> <p>この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただくこととなります。</p>
91 (48)	○	DVを理由に避難している妊婦で、住民票を元の住所地から移動していない場合、現在生活している避難	<p>DVを理由に避難している方であっても、避難先の市町村において面談を実施した場合、当該避難先の市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。</p> <p>なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。</p>

		先の市町村で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトの支給を行うことができるか。	
92 (49)	○	DV以外の事情で、やむを得ない理由で現在生活している市町村に住民票がない妊婦について、出産・子育て応援ギフトの支給は住民票がある市町村が行うのか。	DVを理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している（住民票のない）市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。
93 (49-2)	○	福島県外に避難している妊産婦について、母子手帳交付は原発避難者特例法により避難先自治体で対応しているため、避難元自治体では妊婦の人数が把握できていない。避難先・避難元のどちらが主体となって経済的支援、伴走型支援を実施するか。またその際の予算関係の手続きはどうするか。	<b>問92</b> に記載のとおり、DVを理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している（住民票のない）市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。
94 (49-3)	○	妊娠届出時、出産応援ギフト申請書に「希望しない」として提出した後、転出先の自治体で、「転入前自治	可能です。住民票のある転出先の市町村において、面談を実施いただければ、出産応援ギフトを支給していただくこととなります。



		体で妊娠届出は提出したが、出産応援ギフトは申請していない」とし、申請することは可能か。	
95 (50)	○	父母が離婚協議中などにより別居している場合の取扱い如何。	父母が離婚協議中で別居している場合には、養育者（こどもと同居している方優先）が面談を実施後、申請することにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
96 (51)	○	出生直後にこどもが里親委託や施設入所（乳児院に措置）となった場合、親に対して支給はなされるのか。あるいは里親や施設に支給されるのか。面談後の場合はどうか。	<p>出生直後にこどもが里親委託された場合は、里親からの申請に基づき子育て応援ギフトを支給することが可能です。</p> <p>一方で、出生直後にこどもが施設入所となった場合、当該施設は子育て応援ギフトの支給対象外となります。</p> <p>なお、出生直後に実親と面談し、子育て応援ギフトを支給した後に里親委託された場合は、当該里親に子育て応援ギフトを支給することはできません。一方で、当該里親の孤立感・不安感を取り払うため、当該里親は伴走型相談支援の対象となりますので、当該里親とも面談を実施するようお願いします。</p>
97 (52)	○	出生直後にこどもが児童相談所により一時保護となった場合、親に対して支給されるか。	出生直後にこどもが児童相談所により一時保護となった場合は、養育者と面談実施後、養育者から申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
98 (53)	○	出生直後にこどもが施設入所し、その後に入所措置が解除されて自宅に帰った場合、親に対して支給はなされるのか。	出生直後にこどもが施設入所し、その後1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日までに入所措置が解除されて自宅に帰ってきた場合、養育者からの申し出を受けて、面談を実施した場合に、ギフト申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
99 (53-2)	○	子育て応援ギフトについて、特別養子縁組や普通養子縁組の養親も交付対象	対象となります。

		者となるか。	
100 (54)	○	<p>出生届出後の面談の事務を、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園に委託する場合、子育て応援ギフトの支給は誰がどのように行えばよいか。</p>	<p>地域子育て支援拠点などに面談等の実施を委託している場合に、子育て応援ギフトの支給事務も委託するかどうかについては、各市町村の実情に応じて判断していただいて差し支えありません。ギフトの支給事務を委託しない場合は、例えば、委託先での面談実施時にギフト申請書を対象者に渡し、市町村窓口で郵送等により提出することを案内するなどの方法が考えられます（この場合、市町村は申請者が委託先において面談等を実施したことを確認した上で、ギフトの支給を行うこととなります）。</p> <p>また、ギフトの支給事務も委託先に委託する場合は、例えば、面談等の実施時にその場でギフトを渡すなどの方法が考えられます（この場合、委託先はギフトを渡した実績を管理し、市町村に共有・連携することで、市町村においてギフトの支給管理を行うこととなります）。</p>
101 (54-2)	○	<p>出産・子育て応援ギフト申請書の様式について、昨今、妊娠届出時と出生届出時で「苗字」と「住所」が異なるケースが多くある。「旧姓」「旧住所」等の記載が必要ではないか。</p>	<p>ギフト申請書に、「旧姓」「旧住所」の記載欄についても、必要に応じて設けていただいで結構です。</p>

委託費等 問 102～103

<p>102 (64)</p>	<p>○</p>	<p>都道府県単位での広域的な連携によるプラットフォームづくりを引き続き検討したいと考えているが、その進め方などについて国の方で改めて提示される予定はあるか。</p>	<p>都道府県による広域的な連携を含め、効率的な事業の実施ができるよう、国としても事例の紹介や事業費の補助により地方自治体の取組を支援します。</p>
<p>103 (65-6)</p>	<p>○</p>	<p>伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムや子育て関連アプリ、現金支給のシステムにかかるランニングコストはどの種目に計上すればよいか。</p>	<p>伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムや、子育て関連アプリ、現金支給のシステムにかかるランニングコストは、伴走型相談支援の種目として申請しても差し支えありません。</p> <p>現金以外のクーポン発行等により経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うためのシステムにかかるランニングコストは、委託経費等の種目として申請することとさせていただきます。</p>

制度化（令和7年4月1日子ども・子育て支援法等一部改正法施行）に関する事項 問104～123

104	●	制度化の経緯如何。	<p>出産・子育て応援交付金は、令和4年度第2次補正予算から開始した妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施する予算事業ですが、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において、「出産・子育て応援交付金」（10万円）については2025年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化し、「伴走型相談支援」については児童福祉法の新たな相談支援事業として制度化するとされたことを踏まえ、今般成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において所要の規定を整備したところです。</p> <p>それぞれの法律では、「出産・子育て応援給付金」は「妊婦のための支援給付」、「伴走型相談支援」は、「妊婦等包括相談支援事業」と規定されています。</p>
105	●	制度化後の伴走型相談支援と給付のための事務費の国からの財政支援は引き続き確保されるのか。	<p>地方自治体において妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付が適切に実施できるよう必要な予算の確保に努めてまいります。</p>
106	●	制度化に関する国からの具体的な説明の予定はあるか。	<p>自治体向けに動画配信などによる説明会を秋頃に行うことを検討しています。</p> <p>令和6年2月22日に行った説明会（動画配信）もご参照ください。</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=kSM2HShgY_8">https://www.youtube.com/watch?v=kSM2HShgY_8</a></p>
107	●	出産・子育て応援ギフトの制度化後の運用面の主な変更点如何。（支給対象者）	<p>出産応援ギフトの支給対象者は「妊婦」、子育て応援ギフトの支給対象者は「養育者」としていましたが、妊婦のための支援給付は、「日本国内に住所を有する妊婦であって、住所地の市町村において支給を受ける資格を有すると認定を受けた者」となります。</p> <p>父親や祖父母、里親等の養育者であっても支給対象者とはなりません。</p>
108	●	出産・子育て応援ギフトの制度化後の運用面の主な変更点如何。（流産・死産）	<p>流産・死産については、これまでは出生後に支給される「子育て応援ギフト」については支給対象外としていましたが、妊婦のための支援給付は「妊娠」に着目した給付であるため、流産・死産の場合も給付の対象となります。</p>

109	●	出産・子育て応援ギフトの制度化後の運用面の主な変更点如何。(子育て応援ギフト)	支給要件を満たした妊婦が妊娠しているこどもの人数の届出を受けて認定することで、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給することになります。 なお、届出の時期は出産後でも差し支えありません。
110	●	出産・子育て応援ギフトの制度化後の運用面の主な変更点如何。(支給方法)	出産・子育て応援ギフトの支給方法については、これまでクーポン等での支給を推奨してきましたが、今般の制度改正により「妊婦のための支援給付」は法律で定められた金額を確実に支給する必要があります。支払いの方法については、内閣府令で定めることとされておりますが、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金や口座振込等を規定する予定です。 一方、給付金を確実に妊娠や子育てに充てていただくことが望ましいことから、引き続き、市町村においてクーポン等での支給は可能です。クーポン等での支給の留意点については、 <a href="#">問111</a> 及び <a href="#">問122</a> をご参照ください。
111	●	出産・子育て応援ギフトの制度化後の運用面の主な変更点如何。(クーポン等の支給)	受給者がクーポン等での支給を希望される場合は、受給者本人の同意を得たうえでクーポン等での支給は可能であり、クーポン等での支給を実施する市町村は、現金その他確実な支払方法と併用して、申請者が選択することができる運用をしていただくこととなります。 なお、運用の詳細等については、改めてお示しする予定です。
112	●	現金その他確実な支払方法の具体的方法はいつ頃示されるのか。	改正後子ども・子育て支援法第10条の14第2項により、現金その他確実な支払の方法は内閣府令で定めることとされており、内閣府令は令和7年3月までに公布する予定です。現在調整中のため対象範囲が決まり次第お示しいたします。
113	●	妊婦のための支援給付は全額国負担か。	子ども・子育て支援納付金が全額充当される(自治体負担なし)こととなります。 なお、市町村から国へ交付申請いただく仕組みは変わりません。
114	●	妊婦のための支援給付の執行スケジュールは如何に。	現時点でのイメージでは、6月頃に概算交付申請を受け付け、8月頃に交付決定を行う予定です。なお、国からの支払は、交付決定日以降から年度末にかけて数回に分けて支払うことを予定しています。 また、今般の法定給付化に伴い、国からの交付決定額に不足が生じる場合は、実績報告に基づき交付額を確定し、不足分は精算交付することとなります。

115	●	令和6年度に妊娠届を受け、令和7年度に入り出産した場合の子育て応援ギフトの取扱如何。	<p>令和6年度中に妊娠届出を受け、予算事業として出産応援ギフトを支給した後、令和7年度に入り当該者が出産した場合には、これまで子育て応援ギフトの支給としていた部分は新制度での法定給付（妊婦のための支援給付）となります。新制度に基づく給付として、胎児の数に1を加えた値に5万円を乗じた額から5万円を控除して給付を行うこととなります。</p> <p>（参考）</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部改正法附則第3条において、第10条の12第3項を読み替え、「妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として市町村から令和六年度予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から5万円を控除した額とする。」（塗りつぶしは読み替え部分）とされている。</p>
116	●	令和6年度に妊娠届及び出産しているが、本人の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産・子育て応援ギフトを申請していない方は、妊婦支援給付金を申請できるか。	<p>令和7年3月31日までに出産した方については、妊婦給付認定の申請を行うことができないことから、妊婦支援給付金の対象とはなりません。</p> <p>なお、当該者への対応については、今後詳細が決まり次第お知らせいたします。</p>
117	●	令和7年4月1日より前に妊娠し、出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が、4月1日以降に流産した場合、妊婦のための支援給付として2回目の支給をすることは可能か。	<p>令和7年4月1日より前に妊娠し、出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が、令和7年4月1日以降に流産し、流産後に妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出を合わせて行われた場合は、妊婦支援給付金を支給してください。</p>

118	●	妊娠届を提出していない人も妊婦のための支援給付の支給対象となるのか。	<p>妊婦のための支援給付の支給要件の妊婦とは、現に妊娠している者をいい、妊娠届の有無を問わず、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者が、妊婦のための支援給付を受給する資格を有することの申請をして、市町村が認定をすることで支給対象者となります。</p> <p>ただし、実際には、妊娠届を提出していない妊婦から申請を受けた場合には、妊娠・出産・育児を母子ともに安全に過ごしていただくためにも、妊娠届の提出を勧奨するとともに、妊娠期を安全に過ごすための必要な指導助言をしていただくようお願いいたします。</p>
119	●	伴走型相談支援事業の制度化後の運用面の主な変更点は。	<p>運用面において大きな変更点はないと考えております。これまで市町村の創意工夫で行っていた伴走型相談支援事業を引き続き法律に定められた妊婦等包括相談支援事業として実施していただくこととなります。</p> <p>なお、相談支援の質の向上は重要な課題であると認識しており、具体的な相談支援の方法などを国としても調査研究結果を踏まえガイドラインでお示しすることを予定しています。市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう必要な支援を行ってまいります。</p>
120	●	<p>出産・子育て応援ギフトの支給は面談が必須であったが、妊婦支援給付金の受給に当たって面談は義務ではない理解でよいか。</p> <p>「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに支給することは可能か。</p>	<p>妊婦支援給付金の受給に当たって面談は義務ではありませんので面談を実施せずに支給することは可能です。</p> <p>しかし、改正後子ども・子育て支援法第10条の3において、妊婦のための支援給付を行う際には、児童福祉法に定める妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることを定め、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとされています。給付金の支給に当たっては、面談と効果的に組み合わせる具体的な相談支援の方法などを、国としても調査研究結果を踏まえガイドラインでお示しすることを予定しており、市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう必要な支援を行ってまいります。</p>
121	●	支給対象者が1回の面談で全ての妊婦支援給付金	<p>可能です。</p> <p>妊婦支援給付金の支払いについては、改正後子ども・子育て支援法において、</p>

		<p>の受給を希望した場合、妊娠届出時に胎児の数が確認できれば、妊婦支援給付金の認定申請と胎児の数の届出を同時に受け付けることで、妊娠期間中に全ての給付金を支給することは可能か。</p>	<p>1. 市町村は第10条の9第1項に基づいて妊婦の認定を行い、第10条の14第1項に基づき、認定後遅滞なく5万円を支払うこと、</p> <p>2. 認定をうけた妊婦は、第10条の13第1項に基づき、胎児の数その他内閣府令で定めることを市町村に届出を行い、第10条の14第1項に基づき、当該届出があった日以後に支払うこととされています。</p> <p>仮に妊婦の認定と胎児の数の届出が同日に行われた場合には、全ての給付金を支払うことはあり得ますが、法第10条の3の規定の趣旨を踏まえ、給付金の支給に当たっては、面談と効果的に組み合わせる具体的な相談支援の方法などをガイドラインでお示しすることを予定しており、市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう国としても必要な支援を行ってまいります。</p>
122	●	<p>制度化後も引き続きクーポン支給は可能か。</p>	<p>妊婦のための支援給付を確実に妊娠や子育てに充てていただくことが望ましいことから、引き続き、市町村においてクーポン等での支給は可能です。</p> <p>受給者がクーポン等での支給を希望される場合は、受給者本人の同意を得たうえでクーポン等での支給を行うこととなります。クーポン等での支給を実施する市町村は、現金その他確実な支払方法と併用して、申請者が選択することができる運用をさせていただくこととなります。</p> <p>なお、運用の詳細等については、改めてお示しする予定です。</p>
123	●	<p>市町村の独自の上乗せ分も含めて、50,000円を超える金額（52,000円相当など）を設定してクーポンを支給する場合は、クーポンのみを支給するとすることは可能か。</p>	<p>今般の法改正により、妊婦支援給付金が法定給付となり、法第10条の14第2項において、現金その他確実な方法で支払うこととされていることから、クーポン等での支給が5万円を超えていたとしても、現金での受給が選択できないということはありません。</p> <p>ただし、受給者本人が希望する場合には、当該者の同意を取得した上で、クーポン等で支給することは可能です。（問110、問111、問122参照）</p> <p>なお、市町村としてクーポン支給の選択肢を用意する際に、当該クーポンの額を5万円相当以上と設定することは妨げられません。</p>